

現 行	改 定	摘 要
<h1 style="text-align: center;">1. 土木工事共通仕様書</h1> <p style="text-align: center;">昭和52年 4月1日  昭和55年 4月1日一部改定  昭和62年 4月1日一部改定  平成 6年 4月1日一部改定  平成 8年 7月1日一部改定  平成11年 4月1日一部改定  平成13年 4月1日一部改定  平成14年 9月1日一部改定  平成15年 4月1日一部改定  平成15年 9月1日一部改定  平成17年10月1日一部改正  平成18年10月1日一部改正  平成19年10月1日一部改正  平成20年 1月1日一部改正  平成20年 4月1日一部改正  平成21年 2月1日一部改正  平成21年10月1日一部改正  平成22年10月1日一部改正  平成24年 4月1日一部改正  平成24年10月1日一部改正  平成26年 4月1日一部改正  平成27年 4月1日一部改正  平成27年10月1日一部改正  平成28年10月1日一部改定  平成29年10月1日一部改定  平成30年10月1日一部改定  令和元年10月1日一部改定  令和 2年10月1日一部改定  令和 3年10月1日一部改定  令和 4年10月1日一部改定  令和 5年 1月1日一部改定  令和 5年10月1日一部改定  令和 6年 4月1日一部改定  令和 6年10月1日一部改定</p>	<h1 style="text-align: center;">1. 土木工事共通仕様書</h1> <p style="text-align: center;">昭和52年 4月1日  昭和55年 4月1日一部改定  昭和62年 4月1日一部改定  平成 6年 4月1日一部改定  平成 8年 7月1日一部改定  平成11年 4月1日一部改定  平成13年 4月1日一部改定  平成14年 9月1日一部改定  平成15年 4月1日一部改定  平成15年 9月1日一部改定  平成17年10月1日一部改正  平成18年10月1日一部改正  平成19年10月1日一部改正  平成20年 1月1日一部改正  平成20年 4月1日一部改正  平成21年 2月1日一部改正  平成21年10月1日一部改正  平成22年10月1日一部改正  平成24年 4月1日一部改正  平成24年10月1日一部改正  平成26年 4月1日一部改正  平成27年 4月1日一部改正  平成27年10月1日一部改正  平成28年10月1日一部改定  平成29年10月1日一部改定  平成30年10月1日一部改定  令和元年10月1日一部改定  令和 2年10月1日一部改定  令和 3年10月1日一部改定  令和 4年10月1日一部改定  令和 5年 1月1日一部改定  令和 5年10月1日一部改定  令和 6年 4月1日一部改定  令和 6年10月1日一部改定  令和 7年 4月1日一部改定</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>1-1-1-19 建設副産物</b></p> <p><b>6. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、<b>施工計画書</b>にその写しを添付して監督員に<b>提出</b>するとともにその内容を<b>説明</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画 <b>(確認結果票を含む)</b> を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p><b>1-1-1-19 建設副産物</b></p> <p><b>6. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画 <b>(確認結果票を含む、以下同じ)</b> を作成し、<b>施工計画書</b>にその写しを添付して監督員に<b>提出</b>するとともにその内容を<b>説明</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	